

輸出手形保険の引受の要件等について

平成29年4月1日 17 - 制度 - 00088

沿革 令和2年6月29日 一部改正

輸出手形保険運用規程（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00050。以下「運用規程」という。）第1条第1項第7号に規定する引受の要件に定めるWTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限、同条同項第8号に規定する引受の要件に定める公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限、同条同項第4号に規定する引受の要件に定める国又は地域（以下「特定国」という。）、同条第2項ただし書きに規定するこれらの特定国を支払国又は支払地とする場合の承認の基準等その他輸出手形保険の引受の要件等を下記のように定める。

記

1 WTO協定における農業に関する協定の対象品目に関する制限

「別紙1 WTO協定における農業に関する協定の対象品目」に掲げる各品目を輸出貨物に含む輸出契約について、当該貨物に係る船積日から当該貨物の代金の最終決済日までの期間（分割して船積みを行う場合にあつては各船積に係る期間をいう。）が18月を超える場合、当該貨物を附属貨物に含む荷為替手形にあつては、保険関係を成立させることができない。

2 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告に関する制限

- (1) 公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象国（令和2年6月8日 20 - 制度 - 00120。以下「勧告対象国」という。）1に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の輸出契約に係る荷為替手形であつて当該荷為替手形の支払人が海外商社名簿について（平成29年4月1日 17-制度-00074）第1条に基づき作成された海外商社名簿上名簿区分Gに格付けされているもの（以下「船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形」という。）については、保険関係を成立させることができない。
- (2) 勧告対象国2に掲げる国を荷為替手形の支払人の所在する国とする荷為替手形のうち、船積日から最終決済日までの期間が1年以上の公的債務者向け荷為替手形であつて、手形金額が500万SDR以上（国民所得が10億アメリカ合衆国ドル未満の国については100万SDR以上）のものについては、あらかじめ株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）の承認を受けたものに限り、保険関係を成立させるものとする。

3 特定国

(1) 引受停止国

次表に掲げる国が支払国になる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。

アフガニスタン	イエメン	イラク	エリトリア
---------	------	-----	-------

北朝鮮	キューバ	シリア	ソマリア
中央アフリカ共和国	ハイチ	ベネズエラ	南スーダン共和国
リビア			

(2) 引受停止地域

次表に掲げる地域が支払地となる荷為替手形にあつては、保険関係の成立の承認を行わない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。

キプロス北部トルコ占領地域	ジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国
---------------	--------------------------

(3) 日本貿易保険が承認する場合の基準等

別表の「特定国」を支払国又は支払地（ただし、イランについては仕向国又は支払国）とする荷為替手形であつて、「承認基準」欄に定める要件の全てを満たす場合には、保険関係の成立の承認を行うことができる。

なお、「承認基準」欄の要件を満たし、かつ、「付加基準」欄に定める要件を満たす場合には、日本貿易保険への保険関係の成立の承認申請を要しないこととする。

また、「承認基準」欄の要件を満たさない荷為替手形については、原則として保険関係の成立の承認を行わないこととする。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合には、この限りでない。

附 則〔抄〕

附 則〔令和2年6月29日〕

この改正は、令和2年7月3日から実施する。

[別紙 1]

W T O 協定における農業に関する協定の対象品目

W T O 協定における農業に関する協定（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書 1 A の農業に関する協定をいう。）の附属書 1 に対象産品として掲げる以下の品目

対象品目（HSコード）

(i) 第1類～第24類（ただし、魚及び魚製品を除く。）	
第1類	動物（生きているものに限る。）
第2類	肉及び食用のくず肉
第3類	魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物
第4類	酪農品、鳥卵、天然はちみつ及び他の類に該当しない食用の動物性生産品
第5類	動物性生産品（他の類に該当するものを除く。）
第6類	生きている樹木その他の植物及びりん茎、根その他これらに類する物品並びに切花及び装飾用の葉
第7類	食用の野菜、根及び塊茎
第8類	食用の果実及びナット、かんきつ類の果皮並びにメロンの皮
第9類	コーヒー、茶、マテ及び香辛料
第10類	穀物
第11類	穀粉、加工穀物、麦芽、でん粉、イヌリン及び小麦グルテン
第12類	採油用の種及び果実、各種の種及び果実、工業用又は医薬用の植物並びにわら及び飼料用植物
第13類	ラック並びにガム、樹脂その他の植物性の液汁及びエキス
第14類	植物性の組物材料及び他の類に該当しない植物性生産品
第15類	動物性又は植物性の油脂及びその分解生産物、調製食用脂並びに動物性又は植物性のろう
第16類	肉、魚又は甲殻類、軟体動物若しくはその他の水棲無脊椎動物の調製品
第17類	糖類及び砂糖菓子
第18類	ココア及びその調製品
第19類	穀物、穀粉、でん粉又はミルクの調製品及びベーカリー製品
第20類	野菜、果実、ナットその他植物の部分の調製品
第21類	各種の調製食料品
第22類	飲料、アルコール及び食酢
第23類	食品工業において生ずる残留物及びくず並びに調製飼料
第24類	たばこ及び製造たばこ代用品

(ii) 2905.43、2905.44、3301、3501～3505、3809.10、3823.60、4101～4103、4301、5001～5003、5101～5103、5201～5203、5301、5302	
注：品名は必ずしも網羅的ではない。	
2905.43	マンニトール
2905.44	ソルビトール
3301	精油
3501～3505	たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤
3809.10	仕上剤

3823.60	ソルビトール(他の号に該当するものを除く。)
4101～4103	原皮
4301	原毛皮
5001～5003	生糸及び絹のくず
5101～5103	羊毛その他の獣毛
5201～5203	実綿、綿のくず及びカードし又はコームした綿
5301	亜麻
5302	大麻

[別表]

国 コード	特定国名	承認基準			付加基準
		手形金額 (億円)	ユーザンスの上限 (月数以内)	決済条件	
150	アゼルバイジャン		12		
503	アルジェリア		12		
413	アルゼンチン	0.1	6		
229	アルバニア		12		
151	アルメニア	2	12		
535	アンゴラ	2	12		注 1
331	アンティグア・バーブーダ	0.5	12		
133	イラン (注 2)	0.5	12		
542	ウガンダ	2	12		
238	ウクライナ	2	12		
152	ウズベキスタン		12		
406	エクアドル	0.5	12		
506	エジプト		12		
556	エスワティニ	1	12		
538	エチオピア	0.5	12		
309	エルサルバドル		12		
141	オマーン		12		
517	ガーナ	2	12		
522	カーボベルデ	1	12		
403	ガイアナ	1	12		
153	カザフスタン		12		
531	ガボン	0.5	12		
527	カメルーン	2	12		
511	ガンビア	0.5	12		
120	カンボジア	2	12		
244	北マケドニア		12		
513	ギニア	0.5	12		
512	ギニアビサウ	0.5	12		
321	キューバ (注 3)		12		
381	キュラソー (蘭)		12		
230	ギリシャ		12		
615	キリバス	0.5	12		
154	キルギス	0.5	12		
607	クック諸島		12		
329	グレナダ	0.1	6		
541	ケニア	2	12		
516	コートジボワール	2	12		
248	コソボ	1	12		
558	コモロ	0.5	12		
532	コンゴ共和国	0.1	6		
533	コンゴ民主共和国	0.1	6		
610	サモア独立国	0.5	12		
536	サントメ・プリンシペ	0.5	12		
554	ザンビア	0.1	6		

国 コード	特定国名	承認基準			付加基準
		手形金額 (億円)	ユーザンスの上限 (月数以内)	決済条件	
514	シエラレオネ	0.5	12		
539	ジブチ	0.5	12		
316	ジャマイカ	2	12		
157	ジョージア（南オセチア自治 州・アブハジア自治共和国を除 く）	2	12		
549	ジンバブエ	0.1	6		
507	スーダン	0.1	6		
404	スリナム	1	12		
125	スリランカ	2	12		
158	西岸・ガザ（パレスチナ自治区） （注4）	0.5	12		
544	セーシェル	1	12		
530	赤道ギニア	0.5	12		
510	セネガル		12		
335	セントクリストファー・ネービス	1	12		
336	セントビンセント・グレナディーン諸島	1	12		
330	セントルシア	1	12		
613	ソロモン	0.5	12		
155	タジキスタン	0.5	12		
543	タンザニア	2	12		
528	チャド	0.5	12		
504	チュニジア	2	12		
624	ツバル	0.5	12		
518	トーゴ	1	12		
333	ドミニカ	0.5	12		
156	トルクメニスタン	0.5	12		
234	トルコ		12		
614	トンガ	0.5	12		
524	ナイジェリア	2	12	I L C	
550	ナミビア	2	12		
609	ニウエ島（ニューゼーランド）		12		
310	ニカラグア	0.5	12		
525	ニジェール	0.5	12		
131	ネパール	2	12		
135	バーレーン		12		
124	パキスタン	0.5	12		
611	バヌアツ	0.5	12		
602	パプアニューギニア	2	12		
411	パラグアイ		12		
319	バルバドス	0.1	6		
127	バングラデシュ		12		
128	東ティモール	1	12		
612	フィジー		12		
324	プエルトリコ（米）		12		

国 コード	特定国名	承認基準			付加基準
		手形金額 (億円)	ユーザンスの上限 (月数以内)	決済条件	
132	ブータン	1	12		
410	ブラジル		12		
521	ブルキナファソ	0.5	12		
534	ブルンジ	0.1	6		
621	米領サモア		12		
519	ベナン	2	12		
239	ベラルーシ	2	12		
308	ベリーズ	0.5	12		
243	ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.5	12		
408	ボリビア		12		
307	ホンジュラス		12		
625	マーシャル諸島	0.5	12		
546	マダガスカル	0.5	12		
553	マラウイ	0.5	12		
520	マリ	0.5	12		
626	ミクロネシア	0.5	12		
122	ミャンマー	2	12		
509	モーリタニア	0.5	12		
545	モザンビーク	0.1	6		
126	モルディブ	0.5	12		
240	モルドバ	0.5	12		
107	モンゴル	0.5	12		
247	モンテネグロ	0.5	12		
144	ヨルダン		12		
121	ラオス	0.5	12		
515	リベリア	0.5	12		
526	ルワンダ	1	12		
552	レソト	1	12		
146	レバノン	0.1	6	I L C	

※「ユーザンス」：貿易保険の保険料率等に関する規程（平成29年4月1日 17-制度-00070）別表第4の手形の買取日から起算して荷為替手形の満期日までの期間

注1：次のいずれかに該当する場合に保険関係を成立させるものとする。

- ① 保険関係の成立に係る輸出代金の全部について、I L Cにより決済される場合
- ② アンゴラ中央銀行が保険関係の成立に係る輸出代金の全部について決済を認める場合

注2：輸出手形保険約款（平成29年4月1日 17-制度-00007）第1条に定める荷為替手形の買取に係る日本貿易保険への通知時において、保険関係の成立に係る輸出代金について資金決済の取扱いが可能であることが確認できている場合に保険関係を成立させるものとする。

注 3 : 個別案件の決済可能性を勘案の上、引受可否を決定する。また、保険関係の成立に係る輸出代金の全部について、Banco Nacional de Cubaが発行する I L C による決済を行う場合に保険関係を成立させるものとする。

注 4 : 西岸・ガザ（パレスチナ自治区）向け輸出契約に係る荷為替手形を買取った場合は、保険関係の成立の承認に際し、保険証券に次の特約を記載する。

「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」